第４号様式

誓約書

　八王子市長殿

八王子市資源集団回収事業資源回収業者の登録申請において、私は下記の各号を遵守することを誓約します。

記

１．八王子市資源集団回収事業資源回収業者登録実施要綱（以下、要綱という）第４条に

係る各号の要件を満たすこと。

２．要綱第５条に係る各号の遵守事項を遵守すること。

３．すべての従業員に対し、監督・指導すること。

４．要綱第９条第１項に該当した場合、その全ての責任を負うこと。

５．不誠実な行為により、市又は資源集団回収事業登録団体に不利益を生じさせた場合、

その全ての責任を負うこと。

以上

　　　　年　　月　　日

　住所

　氏名（代表者）　　　　　　　　　　　　　**㊞**

（実印）

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

|  |
| --- |
| 市使用欄（登録業者番号） |
|  |

（署名する場合は、押印を省略できます）

※要綱については、裏面参照。

**八王子市資源集団回収事業資源回収業者登録実施要綱**（抜粋）

（登録要件）

第４条　登録業者は次の各号の要件を満たさなければならない。

（１）登録申請以前に、資源物の持ち去り行為をした業者でないこと。また、その業者の代表者が代表者又は従業員となっている業者でないこと。

（２）第９条により、登録を抹消された業者でないこと。また、その業者の代表者が代表者又は従業員となっている業者でないこと。

（３）登録申請時に、登録団体から回収する予定があること。

（遵守事項）

第５条　登録業者は次の各号を遵守しなければならない。

（１）回収した資源物を、登録団体ごと且つ品目ごとに計量すること。

（２）回収した資源物は、速やかに適正に処理する又は適正に処理することができる業者に引渡すこと。

（３）登録団体へ、計量票等の原本を渡すこと。

（４）従業員名簿（第５号様式）に記載した従業員以外に回収させないこと。

（５）回収量の虚偽申告等の不正行為を行わないこと。

（６）登録団体との契約及びその履行において不正行為を行わないこと。

（抹消）

第９条　市長は、第４条各号の登録要件を満たさなくなった又は第５条各号の遵守事項を遵守しなかったと認めた時は、登録を抹消するものとする。

２　市長は登録業者の登録を抹消したときは、その旨を当該業者及び登録団体に通知するものとする。